

嘉手納町介護予防・日常生活支援総合事業
一般介護予防事業「いきいきフレイル予防教室」仕様書

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症感染防止のため地域における様々な活動が休止する中、自宅で過ごす期間が長くなる事で身体活動や交流の機会が減少し、心身の機能が低下しフレイル状態に陥る恐れの高い高齢者に対して、フレイル予防プログラム等を実施する事で社会とのつながりを維持し心身機能の低下を予防する事を目的とする。

2. 事業対象者

町内に住所を有する 70 歳以上の者で、通所サービス（通所介護・通所リハビリテーション等）を利用していない者のうち、次のいずれにも該当する者。

- ① 医師から運動を制限されていない者で、会場に自ら来所できる者
- ② 本プログラムに参加する事により心身機能を維持し、閉じこもり予防が見込まれる者。

3. 実施場所

各区コミュニティーセンター

4. 委託事業概要

※新型コロナウイルス感染症の発生状況および申込者の状況に合わせて、下記の委託内容を変更する場合があります、双方協議の上決定する。

① 実施期間及び回数

実施期間：令和 3 年 5 月～ 令和 4 年 3 月（別紙参照）

開催回数：2 行政区(東・西浜区)は各区 2 教室ずつ、4 行政区(中央・北・南・西区)は各区 1 教室ずつ設置（全 8 教室）。各教室とも月 1 回開催する（行政区毎の開催日・時間の詳細は別紙参照）。全 77 回。

ただし、新型コロナウイルス感染症流行に関する緊急事態宣言が発令された場合または沖縄県の警戒レベル指標が第 4 段階になった場合は、解除または引き下げられるまでの期間は、教室を開催しないものとする。

② 事業時間

教室開催時間は、1 回あたり 1 時間 30 分とする（会場準備・運動前後の健康チェック・片付け等は含めない）。

③ 利用人数

1 教室あたり 10 名程度

④ 実施内容

- ・毎回の教室開始時に体温・血圧測定及び体調確認の実施
- ・毎回の教室時にフレイル予防プログラム（身体機能・認知機能向上に関する内容）を実施する。
- ・毎回の教室開催前には、対象者に開催の連絡を行う。

- ・口腔機能向上および栄養に関する内容も、教室ごとに期間中それぞれ3回（各回60分以内）ずつ取り入れる事（栄養3回×8教室、口腔機能3回×8教室）。
- ・利用者が継続して健康づくりが行えるよう、自宅でもできる運動等（認知症予防、口腔プログラムを含む）を紹介する。
- ・感染予防に留意しながら、参加者同士の仲間意識の共有、交流や意欲がもてる内容にする。
- ・楽しみながらフレイル予防に取り組めるよう、雰囲気作りに配慮する。
- ・地域包括支援センターへの報告

⑤ 参加費用

利用については、無料とする。

⑥ 原則として送迎は行わないが、東区の2教室の希望者に対しては送迎を行う。

5. 実施体制

① 人員体制

健康運動指導士等（理学療法士、介護予防運動指導員等の運動器の機能向上プログラムの実施が可能な資格を有する者）1人、その他補助員1人、看護師1人。その他に、プログラムの内容により栄養士・歯科衛生士等を1名配置する事。

② 安全管理

事業が安全に行われるよう、事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること。新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドラインを作成し、事業実施者が対策（物品の消毒、換気、会場配置等）を行うこと。

6. 傷害保険

事業実施者において加入すること。

7. 個人情報の保護

- ①業務の遂行にあたり、嘉手納町個人情報保護条例（平成14年条例第25号）に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための措置を図ること。
- ②業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

8. 実施報告

受託事業者は、実施報告書を委託料請求書とともに実施翌月10日までに提出すること。また、事業終了時には評価を含めた実施報告書（プログラムの概要、実施場所、参加人数、実務担当者名、総評、考察、課題等がまとめられたもの）を提出すること。

9. 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託料請求書が適法なものであるときには、委託料請求日か

ら 30 日以内に支払うものとする。

10. 契約

契約期間は、契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。

(別紙)

令和3年度 嘉手納町一般介護予防事業 いきいきフレイル予防教室 開催日

		開催日
東区 ①	第1木曜日 午後2時～3時30分	R3/6/3、7/1、8/5、9/2、10/7、11/4、12/2 R4/1/6、2/3、3/3
東区 ②	第3木曜日 午後2時～3時30分	R3/6/17、7/15、8/19、9/16、10/21、11/18、12/16 R4/1/20、2/17、3/17
中央区	第3金曜日 午前10時～11時30分	R3/6/18、7/16、9/17、10/15、11/19、12/17 R4/1/21、2/18、3/18
北区	第3木曜日 午前10時～11時30分	R3/6/17、7/15、8/19、9/16、10/21、11/18、12/16 R4/1/20、2/17、3/17
南区	第1火曜日 午前10時～11時30分	R3/6/1、7/6、8/3、9/7、10/5、11/2、12/7 R4/1/4、3/1
西区	第2金曜日 午前10時～11時30分	R3/6/11、7/9、8/13、9/10、10/8、11/12、12/10 R4/1/14、3/11
西浜区 ①	第2火曜日 午前10時～11時30分	R3/6/8、7/13、8/10、9/14、10/12、11/9、12/14 R4/1/11、2/8、3/8
西浜区 ②	第4火曜日 午前10時～11時30分	R3/5/25、6/22、7/27、8/24、9/28、10/26、12/28 R4/1/25、2/22、3/22

※開催日が祝日や沖縄の旧暦行事（旧盆・旧正月等）と重なる場合は、その月は開催しないものとする。